

日本政策金融公庫の主な林業関係資金 【資料8】

こんなとき

こんな条件で

利用できる資金

| こんなとき | | 融資限度額 | 融資期間 | うち据置期間 | 利用できる資金 |
|---|--|--|--|---|---|
| 造林・林道の整備 <ul style="list-style-type: none"> ●人工植栽、天然林の改良、除間伐などを行う ●樹苗の生産施設を整備する、樹苗生産に必要な種苗・肥料等を購入する ●林道(自動車道、軽車道)を造る ●(用途A)利用間伐等を行う、利用間伐等のための作業道を造る ●(用途B)造林関係の負債(公庫・民間)を借り換える ●資金を必要としているが、保安林指定のため伐採できない | | 負担する額の80%(特例90%)相当 負担する額の80%相当 負担する額の80%相当 負担する額の100%相当 毎年の償還元金の90%相当 融資対象森林の立木評価額 又は 400万円 のいずれか低い額 | 30年(特例55年)以内 15年以内 20年(特例25年)以内 20年以内 標準伐期齢から現在林齢を差し引いた年数(最長30年以内) | 20年(特例35年)以内 5年以内 3年(特例7年)以内 20年以内 融資期間と同年数 | 林業基盤整備資金 <ul style="list-style-type: none"> ①造林資金 ②林道資金 ③利用間伐等推進資金 ④伐採調整資金 |
| 林地の取得、生産方式の合理化 <ul style="list-style-type: none"> ●森林や造林するための土地を取得する ●分収林を取得する ●高性能林業機械のリース料や研修費等を支払う | | 負担する額の80%(特例100%)相当 又は 個人 1,200万円(特例7,000万円) 法人 2億5,000万円(特例10億円) のいずれか低い額 負担する額の80%相当 | 25年(特例35年)以内 10年以内 | 25年以内 2年以内 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤森林取得資金 ⑥生産方式合理化資金 |
| 災害等のセーフティネット機能 <ul style="list-style-type: none"> ●災害や社会的・経済的な環境変化などによる影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金 | | 600万円(簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合は年間経営費等の12分の6) | 15年以内 | 3年以内 | <ul style="list-style-type: none"> ⑦農林漁業セーフティネット資金 |
| 林業施設の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ●林産物の処理加工・流通販売をするための施設を建設する ●素材生産用機械(高性能林業機械など)を取得する ●森林レクリエーション施設(林間キャンプ場など)を建設する | | 意欲と能力のある林業者 → 負担する額の80%相当 又は 個人 1,300万円～3億円 法人及び団体 2,600万円～3億円 のいずれか低い額 山村地域・過疎地域の場合 → 負担する額の80%相当 又は 個人 1,300万円～2,600万円 法人及び団体 5,200万円～5億円 のいずれか低い額 共同利用施設の場合 → 負担する額の80%相当 林業者の場合 → 負担する額の80%相当 又は 300万円～10億円 のいずれか低い額 又は補助事業の場合は負担する額の80%相当 | 20年以内 25年以内 20年以内 15年以内 | 3年以内 8年以内 3年以内 3年以内 | <ul style="list-style-type: none"> ⑧林業構造改善事業推進資金 ⑨振興山村・過疎地域経営改善資金 ⑩農林漁業施設資金 |
| 中山間地域の林産物・資源の活用 <ul style="list-style-type: none"> ●新商品、新技術を利用した製品の製造・加工・販売を行う ●需要を開拓するための展示・販売施設などをつくる ●農林漁業資源を活用した林間テニスコートなどをつくる ●農山漁村の生活環境を整える | | 負担する額の80% | 10年超15年以内 25年以内 | 3年以内 8年以内 | <ul style="list-style-type: none"> ⑪中山間地域活性化資金 |

※本表は日本公庫の主な林業関係資金を概略的にまとめたものです。ご検討されている事業内容の規模、業種等に応じて詳細な貸付条件が定められている場合がありますので、詳しくは支店(農林水産事業)までお問い合わせください。

※審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。

※①造林資金及び③利用間伐等推進資金(用途Aに限る)については、森林整備活性化資金(無利子)と併せて借入れが可能です。

※③利用間伐等推進資金については、用途Aと用途Bを併せて借入れする必要があります。用途A又は用途Bの単体での借入れはできません。

金利一覧はこちら 支店一覧はこちら



農林漁業施設資金

[主務大臣指定施設資金]

林業者の素材生産施設、林産物処理加工施設等の前向き投資を応援する資金です。

ご利用いただける方

- 1 林業を営む者（育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産事業を営む方に限ります）
- 2 森林組合、森林組合連合会及び農業協同組合（1に掲げる者に転貸する場合に限ります）

資金の使いみち

次の施設や機械などの造成・取得・改良又は復旧にご利用いただけます。

素材、樹苗、特用林産物の生産、造林

ハーベスタ等高性能林業機械、樹苗運搬車、きのこや木炭等の製造施設など、林産物の生産や造林に必要な機械や施設にご利用いただけます。

林産物の処理加工

製材施設、合板製造施設、チップ製造施設、CLT製造施設など、林産物の処理加工に必要な機械や施設にご利用いただけます。

林産物の流通・販売

丸太選木機、木材やきのこ等の集出荷貯蔵施設など、林産物の流通または販売に必要な機械や施設にご利用いただけます。

森林レクリエーション施設、林業生産環境施設

林間キャンプ場、バンガロー等宿泊施設、林業従事者の休養施設等などの森林レクリエーション施設や林業生産環境施設にご利用いただけます。

※特別振興事業（最新技術や経営方式の導入など、広く農林漁業の発展に寄与すると認められる事業）を行う方は、上記の施設に関連する費用についてもご利用いただけます。

※災害により被害を受けた上記の施設の復旧についてもご利用いただけます。

ご融資条件

融 資 期 間： 15年以内（うち据置期間3年以内）

金 利： 一般 . % （ 年 月 日現在）
林業経営改善計画 . %

※借入時の金利は、金融情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

担保・保証人： ご相談の上、決めさせていただきます。

ご融資条件

融資限度額

■ 補助事業

負担額の80%

■ 非補助事業

負担額の80%又は下表のいずれか低い額

| 施設名 | | 貸付限度額 |
|--------------------|----|---------|
| ① 素材生産施設 | | 2億円 |
| ② 特用林産物の生産施設 | 個人 | 2,000万円 |
| | 法人 | 5,000万円 |
| ③ 林産物処理加工施設 | | 10億円 |
| ④ 林産物流通販売施設 | | 3億円 |
| ⑤ 森林レクリエーション施設（法人） | | 1億円 |
| ⑥ その他施設 | | 300万円 |
| ⑦ 複合経営施設 | 個人 | 1,000万円 |
| | 法人 | 3,000万円 |
| ⑧ 災害復旧（1施設当たり） | 一般 | 300万円 |
| | 特認 | 600万円 |

※林業経営改善計画の認定を受けている方については、金利や貸付限度額等に関する特例があります。

なお、最低限度額は50万円です（ただし災害復旧事業に係る資金については10万円）。

ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店農林水産事業までお問合せください。



林業経営育成資金

〔 森林取得－林地取得 〕

製材業者等の川中事業者の方が林業を営む「林産複合型経営」や、意欲的な林業経営者の方の経営改善のための森林取得を応援する資金です。

ご利用いただける方

林業経営改善計画の認定を受けた者、又はこれに準ずる者（※1）であって、「森林取得資金融通取扱要綱に基づく貸付適格の認定」（以下、「貸付適格認定」といいます。）を受けた林業を営む個人・法人（※2）等

貸付適格認定の主な要件については、別紙をご参照ください。

※1 林業経営改善計画の認定を受けた者に準ずる者：暫定措置法第2条の2に規定する林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想における林業経営の類型ごとの指標に定める経営面積以上の経営規模（森林の取得により当該規模を達成する場合を含む）を有する者をいいます。

※2 林業を営む法人：中小企業等協同組合、農事組合法人、株式会社、持分会社に限ります。

資金の使いみち

林業経営改善推進計画に基づく人工林、天然林改良林（以下、「人工林等」といいます。）、造林のための土地の取得（※3）

ただし、貸付適格認定の要件を満たすものに限りします。

※3 造林のための土地とは、人工植栽により行う造林に供するための土地及び天然林改良により行う造林に供するための土地、並びに現に立木が生育していなくても将来的にも木竹の集団的な生育に供される土地をいいます。

なお、取得森林の中に不可分のものとして含まれる更新困難地、雑地（岩石地、崩壊地等）等のいわゆる除地については、地域の取引慣行上、当該除地の取引価格が評価されないときは、融資の対象から除外しなくてもかまいません。

育林を目的とした人工林等の取得

取得の日から5年以内に皆伐しない計画の人工林等の取得にご利用いただけます。立木と素地の同時取得のほか、新たに分収育林契約を締結して立木持分を取得する場合にもご利用いただけます。ただし、立木持分取得は、取得後2年以内に育林を行う計画のものに限ります。

伐採・再造林を目的とした人工林等の取得

取得の日から5年以内に皆伐する計画の人工林等の取得についても、皆伐後2年以内に再造林する計画であることを条件として、ご利用いただけます。ただし、立木と素地を同時に取得する場合に限ります。

造林のための土地（裸地）の取得

伐採跡地等立木のない状態の素地の取得にご利用いただけます。ただし、取得の日から2年以内に人工植栽を行う計画のものに限ります。

造林のための土地（天然林）の取得

改良を行っていない天然林の取得にご利用いただけます。ただし、取得の日から5年以内、かつ皆伐の日から2年以内に人工植栽、又は天然林改良を行う計画のものに限ります。

ご融資条件

| | 林業経営改善計画に基づいて行う森林取得 | 左記以外 |
|------------------------|-----------------------------------|--------------------|
| 融資期間 | 35年以内（うち据置期間25年以内）（※4） | 25年以内（うち据置期間25年以内） |
| 融資限度額（※5） | 負担額の80%（※6）、又は以下に掲げる額のいずれか低い額（※7） | |
| 個人 | 7,000万円 | 1,200万円 |
| 法人、生産森林組合、森林組合及び森林整備法人 | 10億円 | 2億5,000万円 |

※4 林地保有合理化要件を満たす（次の①、②の両方を満たす）場合に適用されます。

① 林業上の利用の増進を図る必要がある以下の森林の取得であること

- ・ 災害等防止措置命令の対象森林（主伐の実施を除く）、要整備森林、その他地域における標準的施業体系からみて間伐・保育等の施業管理が適切に行われていない森林
- ・ 上記森林と既に所有している森林の間に介在しており一体的に取得する必要があると認められる森林（ただし、上記の要件に該当する森林の面積を上回らないものである場合に限る。）

② 地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて、所有している森林と一体のものとして施業を効率的に行うことが可能である森林の取得であること

※5 ご融資の最低限度額は50万円です。

※6 要間伐森林、災害等防止措置命令の対象森林（主伐の実施を除きます。）を取得する場合は負担額の100%

※7 林業経営育成（分収林取得）、林業経営育成（育林）等と通算した場合の合計額が、限度額を超えないことが要件となります。

金 利 : ・ 森林経営計画の認定を受けた方が林業経営改善計画に基づいて行う森林取得
 . % ~ . %
 ・ その他 . %

※借入時の金利は、金融情勢により変動します。最新の金利は融資機関にご照会ください。

担保・保証人 : ご相談の上、決めさせていただきます。

ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店 農林水産事業までお問い合わせください。



<https://www.jfc.go.jp/>

お気軽に窓口までご相談ください。

金利一覧はこちら

支店一覧はこちら



(別紙) 貸付適格認定の主な要件

| 貸付適格認定の主な要件 (すべての○を満たすことが必要) | 個人 | 法人 等注 | 森林 整備 法人 |
|---|----|----------|----------------|
| 1 林業経営改善計画の認定を受けた者、又はこれに準ずる者であること | ○ | ○ | ○ |
| 2 次のすべてに該当し、林業経営に意欲を有し、経営する育林地を適切に施業・管理して林業を営むと認められること □ 森林法第5条に定める地域森林計画に即したものであり、取得対象林地の全部、又は一部が同法第10条の5に定める市町村森林整備計画の対象とする森林であるときは当該市町村森林整備計画にも即したものであること □ 伐採・造林等の林業生産活動が適正かつ合理的に計画されていること □ 労務、賃金面からも事業実行の確保が図られるものであること | ○ | ○ | ○ |
| 3 取得しようとする森林が、市町村森林整備計画における次のいずれかの区域に所在すること □ 木材等生産機能維持増進森林 □ 水源涵養機能維持増進森林 □ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林 | ○ | ○ | ○ |
| 4 「人工林」、又は「天然林改良林」の取得の場合は、次のいずれかに該当すること □ 取得の日から5年以内に皆伐しない計画であること □ 取得の日から5年以内に皆伐する計画の場合は、皆伐後2年以内に再造林する計画であること (立木と素地を同時に取得する場面に限ります) | ○ | ○ | ○ |
| 5 「造林のための土地」の取得の場合は、取得の日から5年以内、かつ皆伐後2年以内に人工植栽、又は天然林改良を行う計画であること | ○ | ○ | |
| 6 新たに締結する分収育林契約により立木を取得する場合は、取得の日から2年以内に育林を行う計画であること | ○ | ○ | ○ |
| 7 申請者が60歳以上の場合には、原則として後継者がいること | ○ | | |
| 8 申請者が当該貸付けを受けることが必要であって他に適当な方法がないこと | ○ | | |
| 9 次のいずれにも該当しないこと。 ・ 地上権の取得 ・ 貸付適格認定申請時点の1か年以上前に予め所有権移転登記が行われた林地の取得費用とする場合 ・ 近く森林以外に転用が見込まれる林地の取得 ・ 森林組合、生産森林組合、中小企業等協同組合、若しくは農事組合法人の組合員、持分会社の社員、又は株式会社の株主による当該法人所有林地の取得(森林組合法第9条第2項第7号の森林組合の事業であって、組合員が当該組合から取得する場合を除きます) ・ 森林組合、生産森林組合、中小企業等協同組合、若しくは農事組合法人がその組合員に、持分会社がその社員に、又は株式会社がその株主に持分の払戻しを行った林地に係る当該法人の取得 ・ 森林組合における森林の経営以外の事業のための林地の取得 | ○ | ○ | ○ |

注:「法人等」とは、林業を営む法人、生産森林組合、及び森林組合をいいます。

■ 審査の結果により、ご希望に沿えない場合がございます。

■ 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店 農林水産事業までお問い合わせください。



日本政策金融公庫
農林水産事業

<https://www.jfc.go.jp/>

金利一覧はこちら 支店一覧はこちら

